

1 プログラムの目的

▶秩序ある共生社会の実現

→一定の日本語能力と生活上の制度やルール等に関する知識の習得を支援し、外国人による責任ある社会の一員としての行動を促進

▶外国人の円滑な社会適応

→体系的かつ効果的な学習教材の提供と、在留審査を通じた適切な学習の動機付け

2 プログラムの視点

▶国の責任

→国の責任において、体系的なプログラムを提供し、地方公共団体の負担軽減と受入れ機関による学習支援の充実

▶入国前から

→ICTを活用した学習教材（入国前からの学習等）、AI等を活用しつつ双方向型（インタラクティブ）の学習、理解度チェックの仕組み

▶幅広い層へ（カバレッジ・ニーズ）

→中長期の在留を目的とする外国人を幅広く対象、生活オリエンテーション等の機会が乏しいと考えられるグループ（家族滞在等）へのプログラム内容の充実、ライフステージに合わせた学習内容の選択

▶受講負担の検討

→ライフスタイルに応じた学習方法（ICT・対面等）の選択が可能な環境整備

▶既存のリソースの有効活用

→既存の学習支援の仕組みとの整合、認定日本語教育機関・登録日本語教員の活用のための具体的な仕組み、日本語能力に関する試験の結果も評価

3 プログラムの在り方

	共 通	入国前・直後の学習	中期以降の学習
プログラムの内容	▶日本語学習と生活学習で構成し、到達すべき水準や学習時間を設定 ▶在留審査における確認のため、受講状況等管理のシステムを構築 ▶地方公共団体等による対面講習（学習コンテンツに地域特性等を追加）の促進 ▶早期に運用を開始しつつ関係者からのフィードバックによる内容改善（海外における学習環境の整備促進等） ▶プログラムの効果的な周知方法について検討	▶入国前からICT教材（オンデマンド方式）で学習 ▶「入国前に受講を求める内容」と「入国後一定期間内に受講を求める内容」を設定 ▶早期受講の動機付けとなるタイミングで在留審査へ反映	▶継続学習環境の整備 ▶永住許可申請、一定の長期滞在を目的とする在留申請の際には、学習プログラムの受講を許可要件とすることを検討 ▶永住許可・帰化の審査においては理解度も確認することを検討

法務大臣政務官PT報告書（概要）

「日本語・生活学習プログラム(仮)」の創設に向けた検討課題と留意事項について
～秩序ある共生社会の実現のための外国人の円滑な社会適応を目指して～

1 はじめに（PTの目的と検討）

・法務大臣政務官の強力なリーダーシップの下で学習プログラム創設に関する検討を進めることにより、政府全体での検討を加速

⇒ プログラムの在り方に関する一定の方向性、検討課題・留意事項を整理

2 学習プログラム創設の目的

○体系的・効果的な学習教材の提供・適切な学習動機付け
→ 外国人が責任ある社会の一員として行動

○国の責任において体系的なプログラムを用意
→ 地方公共団体の負担減、受入れ機関による学習支援の充実

外国人の円滑な社会適応を通じ
秩序ある共生社会の実現を目指す

3 一定の方向性、検討課題と留意事項

（注）報告書本文においては、一定の方向性を示しつつ、検討課題や留意事項を「～ではないか」、「～としてはどうか」などと記載

（1）学習プログラムの内容等

○ 学習内容

- ・「日本語学習」と「生活学習」で構成
- ・入国前・入国直後：基礎的な日本語＋生活上のルールやマナー
- ・長期間の滞在・永住等希望者：より高度かつ広範囲の事項
- ・学習量：入国目的の活動との両立が可能な範囲とするよう配慮
- ・ライフステージに合わせた内容を選択可能とする仕組み …等

○ 受講対象者

- ・中長期の在留を目的とする外国人を幅広く対象
- ・高度人材等に対するプログラムの在り方の検討
- ・生活オリエンテーション等の機会が乏しいと考えられるグループ（「家族滞在」での在留者、受入れ機関がない個人事業主等）のプログラムを充実
- ・学習が義務付けられている他の制度との関係を整理 …等

○ 学習方法

- ・ICTを活用した学習環境の整備（入国前学習等の環境）
→ AI等を活用した双方向型（インタラクティブ）＋理解度チェック
- ・学習効果の観点から、対面講習の実施・参加促進
- ・集中的な初期学習のため入国前及び入国後一定期間以内に受講
- ・ライフスタイルに応じた学習方法（ICT・対面等）の選択が可能な環境整備
- ・認定日本語教育機関や登録日本語教員の活用 …等

（2）在留審査への反映

- ・早期受講の動機付けとする仕組み
- ・永住許可申請、一定の長期滞在を目的とする在留申請の際は受講を許可要件とすることを検討（永住許可・帰化の審査においては理解度も確認することを検討）
- ・認定日本語教育機関等の教育課程修了、試験合格により日本語熟達度確認
- ・受講状況を管理するためのシステムを構築 …等

（3）地方公共団体との連携

- ・地域の事情・特性に即した内容（地域ごとのルール・文化・方言等）の学習機会を得るため、地方公共団体と連携
- ・地方公共団体が行う講習（対面式等）をプログラム内の取組に位置付け
- ・対面講習等の取組を国が支援 …等

（4）民間団体の活用

- ・外国人散在地域において、国が民間団体に委託して対面講習を開催

（5）受入れ機関の役割

- ・就労目的の外国人を受け入れる機関に対し、外国人・帯同家族に対する学習支援を一層強力に要求

法務大臣政務官PT報告書（概要）

「日本語・生活学習プログラム(仮)」の創設に向けた検討課題と留意事項について
～秩序ある共生社会の実現のための外国人の円滑な社会適応を目指して～

3 一定の方向性、検討課題と留意事項（続き）

（6）試行期間等

- ・**十分な試行期間**を設定
→試行結果について**有識者によるフィードバック**を受けながら本格運用に移行
- ・本格実施以降もフィードバックを重ね、**学習内容や実施方法等について見直し**

（7）関連する学習支援施策の有効活用等

- ・**既存の仕組との整合・有効活用を検討**
- ・海外における日本語教育の充実のための**各実施事業団体の体制強化等**…等

（8）更なる検討が必要な事項

- ・**プログラムの効果的な周知方法**（入国前・入国時等）の検討
- ・受講対象年齢、障がいによる受講困難者への配慮の在り方、既に在留中の者への適用等、**学習プログラムの詳細に関し検討すべき課題あり**
→**関係省庁との協議、各方面からの意見も聴取しながら、十分な検討を行った上で制度設計**

4 おわりに（短期的対応から長期的・発展的対応）

◎学習プログラムは、外国人との秩序ある共生社会を実現するための社会基盤（インフラ）となり得るものであり、丁寧な制度設計を行う必要がある一方、現下の喫緊の課題であることから、できるだけ早期に運用を開始することもまた重要

- ⇒ **実施可能なところから運用を開始した上で充実・改善**
※短期的にはICT活用等により基本的・共通の基盤を整備して運用開始

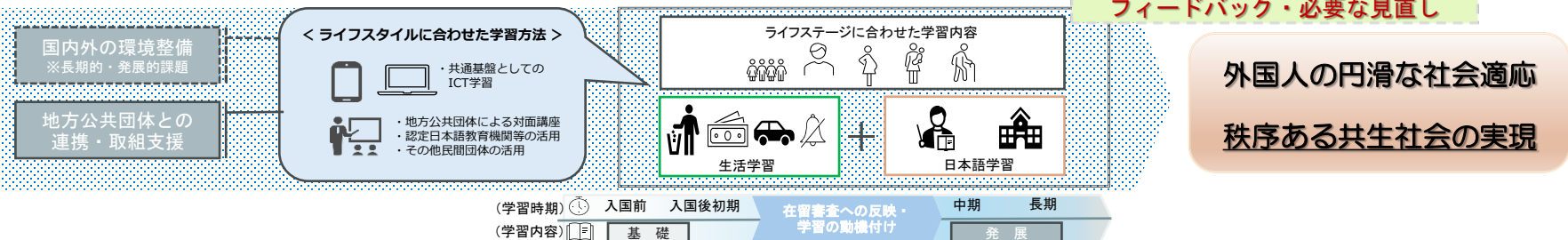
◎円滑な社会適応のための理想は、可能な限り効果の高い学習方法・早期学習

- ⇒ **長期的・発展的課題として、対面学習・入国前学習の環境整備等を追求**

◎外国人の受入れ人数の一層の増加を踏まえた役割分担の検討が必要

- ⇒ **外国人の受入れによる裨益の観点から、受入れ機関の役割の在り方を含む踏み込んだ検討**

社会適応を円滑化し、国民の安全・安心を確保しながら、外国人が活躍できる環境の整備に貢献できる学習プログラムへ



法務大臣政務官 P T 報告書

「日本語・生活学習プログラム（仮）」の創設に向けた検討課題と留意事項について

～外国人の円滑な社会適応を通じた秩序ある共生社会の実現を目指して～

令和 8 年 7 月 法務大臣政務官 P T

1 はじめに

（１）法務大臣政務官 P T の目的

令和 8 年 1 月 2 3 日、外国人の受入れ・秩序ある共生社会の実現に関する関係閣僚会議により、新たに「外国人の受入れ・秩序ある共生のための総合的対応策」が取りまとめられたところ、その中で、国民の安全・安心を確保するための受入れ環境整備の一環として、「我が国に在留する外国人（帯同家族を含む。）が、日本語や我が国の制度・ルール等を学習するプログラムの創設を検討する」とされ、法務省が当該施策の主担当と位置付けられた。

一部の外国人によるルールを逸脱する行為や制度の不適正な利用が国民の不安や不公平感につながっていることが指摘される中にあっては、外国人が日本語や社会規範等を学び、責任ある社会の一員として行動できるようにするための体系的な学習プログラムの導入は喫緊の課題であり、速やかに導入に向けた作業に着手する必要がある。その一方で、同プログラムの実現のためには、学習内容や実施方法等、検討事項は多岐にわたり、関係省庁等との調整も必要となる。

そこで、法務省においては、強力なリーダーシップの下で、幅広い事項に関する検討をスピード感をもって進めていき、もって、今後の政府全体での検討を加速することができるよう、法務大臣の指示の下、法務大臣政務官を長とする検討 P T（法務大臣政務官 P T）を設置した。

（２）法務大臣政務官 P T における検討

法務大臣政務官 P T においては、外国人との共生の問題や諸外国の社会統合プログラム等に関し知見を有する有識者、外国人の生活上の課題に向き合ってきた地方公共団体、日本語や生活上のルール等の学習支援の実績を有する民間支援団体等からヒアリングを実施し、現状の課題や、国による学習プログラムの創設に関する要望や意見を聴取するなどし、下記 3 のとおり、学習プログラムの在り方に関し、一定の方向性を示すとともに、検討課題及び留意事項を整理した。

なお、法務省においては、本 P T と並行して、諸外国調査を実施しており、今後、

その結果も踏まえつつ、更に幅広く関係者の意見も聴取しながら、関係省庁等と協力して、学習内容や実施方法等、学習プログラムの詳細に関する検討を進めていく必要がある。

本報告は、そうした政府内での検討を加速し、学習プログラムの速やかな創設に資することを目的とするものである。

2 日本語及び社会規範等の学習プログラムを創設する目的

(1) 現状と課題

現在、我が国には、410万人を超える外国人が在留しているところ、多くの外国人が、ルールを守りながら、地域社会の一員として活躍し、生活している。その一方で、一部の外国人によるルールを逸脱する行為や制度の不適正利用といった課題があり、これが国民の不安や不公平感につながっているとも指摘されている。

そうした中で、外国人が日本社会に円滑に適応できるよう、受入れ環境整備の一環として、外国人が日本語や社会規範等を学ぶ機会を提供することは、外国人の生活支援の観点のみならず、国民の安全・安心を確保する観点からも重要である。

そうした観点から、政府は、日本語学習¹や生活上のルール等を理解するための動画やガイドブックを作成し、それらの活用を促進するために、外国人や関係機関等への周知を図ってきた。また、外国人が困りごとをルールに則って解決できるよう相談窓口の整備（外国人在留支援センター（F R E S C）での相談対応、地方公共団体の一元的相談窓口の設置・運用に対する財政的支援等）に取り組むとともに、地域日本語教育の総合的な体制づくりの推進、「日本語教育の参照枠」及び「生活 Can do」を参照した「生活」に関する日本語教育プログラムの開発・試行に対する支援を行ってきた。加えて、相談対応等の専門人材を育成するための、外国人支援コーディネーターの研修・認証等や、現職日本語教員に対する研修等を行っている。さらに、民間支援団体を通じた外国人向けの情報発信や、オンライン会議ツールを利用した外国人との「対話型オリエンテーション」の実施など、民間支援団体と連携したアウトリーチの強化にも積極的に取り組んでいる。

このように、外国人の社会適応を支援するための取組は着実に進んでいるものの、上記のような動画等の学習ツールを利用した学習は任意であって、明確な動機付けの

¹ 「特定技能」の在留資格に基づく外国人材の受入れに当たって、必要となる日本語教育を現地で効果的に行えるようにするため、独立行政法人国際交流基金が言語教育・評価の国際基準に準拠して作成し、「日本語教育の参照枠」とも考え方を共有する「J F 日本語教育スタンダード」を活用しつつ、成人教育を念頭においたカリキュラムと教材「いろいろ」の開発及び普及（施策番号 137）や、日本語教育に係る実施中の取組として、オンラインで日本語を自主学習するための動画教材「つながるひろがるにほんごでのくらし」の公開（施策番号 153）等がある。

下で体系的に学習する仕組みにはなっていない上、学習ツールを含む政府の取組の認知度にも課題があるというのが実情である²。

また、国による体系的な学習プログラムがない中で、外国人が集住する地方公共団体を中心に、国際交流協会等の関係機関と連携しながら、日本語学習支援等に取り組んでいるが、負担の増加等が課題となっている³。

さらに、技能実習制度のように受入れ機関等が行う入国（前）後講習において日本語や日本での生活一般に関する知識等の科目について講習を実施したり、特定技能制度のように、受入れ機関側に一定の学習支援が義務付けられていたりする場合もあるが、受入れ機関等による支援の水準に格差があるとの指摘もある⁴。

（２）これまでの有識者会議等での検討

日本語・生活学習プログラムについては、令和７年１２月の出入国在留管理政策懇談会による報告書⁵において、在留外国人がよりスムーズに社会の構成員となっていくためには、日本文化・慣習の理解促進、能動的な社会参加と制度理解・法令遵守、日本語能力向上や就業促進が必要であり、これらを目的とする講習等、例えば、社会統合プログラムを実施することについて、試験的導入も視野に入れつつ、目的・理念、対象者の範囲、講習内容等から検討していくべきであると指摘されている。

また、令和８年１月の外国人との秩序ある共生社会の実現のための有識者会議による意見書においては、外国人が日本語や我が国の社会規範等を学び、責任ある日本社会の一員として生活を営めるように環境を整備することは、諸外国の例などを基に指摘されている将来の社会分断への恐れに対応する最も重要な投資であるとした上で、我が国においても、国が責任をもって、在留する外国人が入国前及び入国後に日本語や我が国の社会規範等を継続的に学習するプログラムを提供する必要があること、中長期的に在留する場合には、上記プログラムの受講などを在留の条件とすることも検討すべきであること、上記プログラムについては、国が制度的位置づけを明確にした上で、国・地方公共団体、産業界、民間団体等の連携及び役割分担を明確化する必要

² 外国人支援のためのウェブページや取組等の認知度について、「令和７年度在留外国人に対する基礎調査」において「知らない」と答えた人は「生活オリエンテーション動画」では74.9%、「つながるひろがる にほんごでの暮らし（つなひろ）」では89.2%などとなっている。

³ 「外国人との秩序ある共生社会の実現のための有識者会議意見書」において、「地域・企業格差」が課題として指摘されている。

⁴ 同上。

⁵ 出入国在留管理政策懇談会は将来的な出入国在留管理行政の在り方等について広く各界の有識者から御意見を聞くために設けられた法務大臣の私的懇談会であり、当該報告書には同懇談会の議論がまとめられ、政策・諸施策の検討や新たな出入国在留管理基本計画の策定等に活用されている。

があること等を指摘している。

(3) 学習プログラムの目的

今後、国が創設する「日本語・生活学習プログラム（仮）」（以下「学習プログラム」という。）は、上記（1）の課題を解決し、外国人の円滑な社会適応を通じて、外国人との秩序ある共生社会の実現に寄与するものとする必要がある。そのため、学習プログラムは、我が国で中長期間生活しようとする外国人が責任ある社会の一員として行動できるようにすることを目的として、国の責任で、体系的かつ効果的な学習教材を提供して支援するとともに、在留審査による適切な学習の動機付けを通じて、日本語と生活上のルール等に関する知識の習得を促すものであるべきである。また、国の責任で体系的な学習プログラムを提供することにより、生活者としての外国人に向き合う地方公共団体の負担への対策や、受入れ機関による学習支援の充実につなげていく必要があることにも留意すべきである。

3 一定の方向性、検討課題と留意事項

(1) 学習プログラムの内容について

ア 学習内容

- ・学習プログラムは、日本語学習と生活上のルール等に関する学習（以下「生活学習」という。）で構成されるものとし⁶、日本語学習の中にも生活学習を織り交ぜるなど、学習プログラム全体を生活に役立つ実践的な内容とすべきと考えられる⁷。
- ・学習プログラムでは、日本での社会生活に速やかに適応するために、入国前及び入国直後に基礎的な日本語と生活上のルールやマナー等を学ぶためのプログラムと、我が国への長期間の滞在や永住等を希望する外国人を想定して、在留中に、自立した言語使用者としての日本語能力と、日本の制度等に関する幅広い事項を学習するためのプログラムを提供すべきと考えられる。
- ・生活学習については、地方公共団体や受入れ機関が行う講習により、外国人が地域の事情・特性に即した内容（地域特有のルールや文化、方言等）を学習する機会を得

⁶ 学習プログラムの構成要素を「日本語学習」と「生活学習」とすることを念頭に、本報告書の表題において、学習プログラムの名称（仮称）を「日本語・生活学習プログラム（仮）」としている。

⁷ 「地域における日本語教育の在り方について（報告）」（令和4年11月、文化審議会国語分科会）では、「日本語教育の参照枠」（令和3年10月、文化審議会国語分科会）の活用が示されたほか、生活・文化・社会的情報を日本語教育の中で扱うことで日本語学習の効果を高めるとされた。また、「生活分野で日本語を使ってどんなことができるかを示したもの」として「生活 Can do」一覧（令和4年11月、文化審議会国語分科会日本語教育小委員会）がまとめられており、日本語学習プログラム編成の際に参照することが期待される。

られることが望ましいと考えられる⁸。

・出入国在留管理庁では、関係省庁の協力を得て、外国人の生活や就労に必要な制度・ルール等に関する基礎的情報を網羅的に取りまとめた「生活・就労ガイドブック」を作成しており、既に同ガイドブックが活用されていることを踏まえ、生活学習に関しては、同ガイドブックの内容を基にしつつ、具体的な内容や追加すべき事項等について知見を有する関係者から意見を聴取するなどして検討し、学習カリキュラムを作成するのが適当であると考えられる。

・日本語学習については、教育・就労・生活等の場面における実践的なコミュニケーション能力の向上を目指す内容とすべきである。また、入国前・直後の学習プログラムと、中期以降の学習プログラムの中で段階的に水準を高め、「自立した言語使用者」として日本社会で生活していく上で必要となる日本語能力の水準への到達を目指すものとすべきと考えられる⁹。

・学習プログラムでの学習量は習熟度の指標となり得るため、入国前・直後に求める学習時間、中期以降に求める学習時間については、明確に示す必要があると考えられる。

・中期以降の学習プログラム（生活学習）では、ライフステージに合わせて学習内容（例：出産・育児、教育、介護等）を選択できるような仕組みとし、ライフステージごとの学習ニーズに応えることができるものにすべきと考えられる。

<検討課題・留意事項>

・学習量については、入国目的である活動との両立が可能な範囲とするよう検討すべきではないか。この場合において、技能実習制度における入国後講習における学習時

⁸ 本PTでのヒアリングにおいて、次のような意見が示された。

- ・ 制度や生活学習については、国が主導的に提供し、必要に応じて地域ごとに補完していく方がよいのではないか。
- ・ 地方公共団体では、地域に合わせた言葉や習慣などを教えることが必要である。
- ・ 生活学習に関しては、全国共通のものと地域特有のものがあるので、それらを組み合わせていくべきではないか。
- ・ 地域ごとの生活ルール、交通利用、防災情報、自転車の交通ルールなどの理解が重要である。
- ・ 生活ルールの習得は、防災訓練や地域活動等と組み合わせることで高い効果が見込まれる。

⁹ 「日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」（令和7年9月5日 閣議決定）において、「外国人等が自立した言語使用者として日本社会で生活していく上で必要となる日本語能力（「日本語教育の参照枠」におけるB1レベル相当）を身に付け、教育・就労・生活の場でより円滑に意思疎通できるようになることを目指し、地域における日本語教育環境の強化のために必要な施策を講ずる。」とされている。

間が原則として第1号技能実習の予定時間全体の6分の1以上¹⁰であること、育成就労制度における入国後講習における学習時間が320時間以上¹¹であること等を参考に、学習時間を検討してはどうか。

・日本語学習については、学習量のほか試験に合格していることも評価（一定の試験に合格していれば受講を免除）される仕組みとすべきではないか。

・中期以降の学習プログラム（日本語学習、生活学習）に関しては、「生活・就労ガイドブック」に基づいて長期滞在や永住を希望する者が学ぶべき内容に加え、帰化希望

¹⁰ 技能実習法施行規則第10条第2項第7号ロにおいて、入国後講習について、日本語、本邦での生活一般に関する知識、出入国又は労働に関する法令の規定に違反していることを知ったときの対応方法その他技能実習生の法的保護に必要な情報、本邦での円滑な技能等の修得に資する知識の4科目を実施することとされている。その総時間数については、同号ハにおいて、原則として第1号技能実習の予定時間全体の6分の1以上であることとしている。

ただし、過去6か月以内に、本邦外において、日本語、本邦での生活一般に関する知識、本邦での円滑な技能の修得に資する知識の3科目につき、1月以上の期間かつ160時間以上の課程を有する、座学による入国前講習の実施が確認できる場合には、入国後講習の総時間数は予定時間全体の12分の1以上となる。

なお、法的保護に必要な情報については、技能実習制度運用要領において、技能実習法令、入管法令、労働関係法令等について各項目少なくとも2時間ずつ、合計8時間を目安として実施することが必要であることを示している。

¹¹ 育成就労法施行規則第13条第2項第7号ハにおいて、日本語、本邦での生活一般に関する知識、出入国又は労働に関する法令の規定に違反していることを知ったときの対応方法その他育成就労外国人の法的保護に必要な情報（法的保護科目）、本邦での円滑な技能の修得に資する知識の4科目を合計した総時間数が320時間以上であることを求めている。なお、同号ホ及びヘにより、これらのうち日本語科目を100時間以上、法的保護科目を8時間以上実施する必要がある。ただし、A1相当の日本語能力試験に合格している場合は、総時間数が220時間以上、日本語科目の時間数が「個別に必要とする時間数」となる。

なお、育成就労外国人が一定の要件を満たした入国前講習を受けた場合は、入国後講習の総時間数を短縮することが可能である。短縮する場合、次のア、イのとおりとなる。

ア 育成就労外国人がA1相当の日本語能力の試験に合格していない場合、入国後講習の総時間数は320時間以上と定めているが、過去6か月以内に、日本語、本邦での生活一般に関する知識又は本邦での円滑な技能の修得に資する知識について160時間以上の過程を有する入国前講習を受けた場合は、入国後講習の総時間数が160時間以上に短縮される。

イ 育成就労外国人がA1相当の日本語能力の試験に合格している場合、入国後講習の総時間数は220時間以上と定めているが、過去6か月以内に、日本語、本邦での生活一般に関する知識又は本邦での円滑な技能の修得に資する知識について110時間以上の過程を有する入国前講習を受けた場合は、入国後講習の総時間数が110時間以上に短縮される。

者を想定した学習内容を用意する等、更に慎重な検討を行う必要があるのではない
か。

イ 受講対象者

- ・基本的には、中長期の在留を目的とする外国人を幅広く対象として、学習プログラムを作成すべきと考えられる。

<検討課題・留意事項>

- ・中長期在留者ではあるが、短期間の滞在しか予定していない外国人や、我が国の経済成長に積極的に寄与する専門性の高い人材等について、学習プログラムの在り方を検討する必要があるのではないか。

- ・外国人の子どもについては、学校等に就学することが望ましいことや他国の状況等を踏まえて学習プログラム受講の必要性を検討すべきではないか。その上で、必要性があると判断される場合は、特別な学習プログラムの要否について検討するべきではないか。なお、子どもの就学を促す観点から、子どもの就学状況等を親の在留審査における考慮要素とすることについて検討してはどうか。

- ・生活オリエンテーションや日本語学習等の機会が乏しいと考えられるグループ（「家族滞在」、「日本人の配偶者等」、「定住者」での在留者、受入れ機関がない個人事業主等）を想定して、学習プログラムを充実させる必要があるのではないか¹²。

- ・技能実習制度（及び育成就労制度）においては、受入れ機関等が、入国（前）後講習において日本語や日本での生活一般に関する知識等の科目に関する講習を実施することとされており、また、特定技能制度においては、受入れ機関等が、生活オリエンテーションの実施や日本語学習の機会の提供を義務付けられていることに留意して、これらの受入れ機関等による学習支援の内容と、学習プログラムの内容との関係について整理する必要がある。

- ・「特定技能1号」のように、一定の日本語能力が在留資格の要件とされている場合があることを踏まえ、試験等で日本語能力が証明されている者の学習プログラム（日本語学習）受講の必要性について整理する必要がある。

ウ 学習方法（入国前から入国直後の初期学習）

- ・対面学習の有効性に鑑み、入国前から対面学習や双方向型（インタラクティブ）のオンライン学習ができることが理想的であるが、そのような環境を一般的に整備する

¹² 本P Tでのヒアリングにおいて、次のような意見が示された。

- ・ 帯同家族（配偶者・子ども）、同国人コミュニティで必要な情報が入手できる人等が生活面で課題を抱えやすく、担当不在で実態把握自体が困難であるなど、自治体の体制やマンパワー不足により支援が十分に行き届かない場合がある。

ことは困難であることから、まずは、ICTを活用して、海外でも利用できるオンデマンド学習の環境を整備していく必要がある¹³。

- ・ICTを活用した教材での学習環境の整備については、入国前からの学習を可能とすることに加え、地域によっては地方公共団体等による対面学習の機会を得ることが困難な者がいることから、重要であると考えられる。

- ・ICTを活用する場合、ライフスタイルに合わせて学習することができるよう、オンデマンドの学習コンテンツの作成を目指すべきと考えられる¹⁴。

＜検討課題・留意事項＞

- ・ICTを活用する場合、学習内容の理解の定着のため、動画視聴のような一方向型の学習ではなく、AI等を活用しつつ、双方向型（インタラクティブ）な学習を行うことができ、また、理解度をチェックできるような学習ツールの作成を目指すべきではないか。

- ・入国直後などのPC環境が整わない場合においてもICTを活用した教材を用いて学習できるよう、スマートフォンへの対応も念頭に置き、学習ツールの在り方を検討すべきではないか。

- ・学習は、入国前・入国直後に集中的に行うことが望ましい¹⁵ため、日本での生活に必要な基礎的な事項を中心とする入国前・入国直後の学習プログラムについては、入国前に一定時間の受講を求めるとともに、入国後一定期間以内に受講することを求めることとしてはどうか。

- ・学習効果の観点からは、初期の段階で対面によりきめ細かい講習を受けることが望

¹³ 本P Tでのヒアリングにおいて、次のような意見が示された。

- ・ オンデマンド型のプログラムは、対面型と比べると学習効果が限定的である可能性もあるため、一部は対面型とした上で効果を測定してはどうか。また、対面型で日本人も参加する空間を持つことも重要である。
- ・ 自律的な反復学習にはオンデマンドが有効である一方、実際の対人コミュニケーションは体験型で学ぶなど、内容に応じた学習方法の使い分けが重要である。
- ・ デジタル技術やAI活用は負担軽減につながるが、それだけで完結しないよう注意が必要。
- ・ 地域に関係なく受講できる統一的プログラムを効果的な学習ツールとともに整備することが必要。
- ・ 地方の体制限界を踏まえ、国が一括してオンライン学習を提供する仕組みの整備を期待する。

¹⁴ 本P Tでのヒアリングにおいて、次のような意見が示された。

- ・ プログラムは自分のペースで学習でき、また、外国人が自身の到達度を確認できる仕組みとすることが望ましい。

¹⁵ 本P Tでのヒアリングにおいて、次のような意見が示された。

- ・ 入国前や入国直後など早い段階で基本的な日本語や生活ルールを教える取組が必要である。

ましいことを考慮し、地方公共団体等が行う対面講習に、国が外国人の参加を促す措置をとる必要があるのではないか。

エ 学習方法（中期以降の学習）

- ・長期滞在や永住を希望する者等については、社会生活を通じて一定程度の知識が蓄積されており、自主的に学習を継続することも期待できると考えられる。そうした点も踏まえ、自身のライフスタイルに応じて、学習方法（ICT学習・対面学習のいずれか、又は双方の組合せ）を選択できるような学習環境を整備することが重要であると考えられる。

- ・日本語学習については、認定日本語教育機関や登録日本語教員を活用する仕組みとする必要がある。

<検討課題・留意事項>

- ・日本語学習については、認定日本語教育機関や登録日本語教員を活用するための具体的な仕組みに関する検討を要する。

- ・入国直後のみならず在留中においても、国が、地方公共団体等による対面講習への外国人の参加を促す措置をとる必要があるのではないか。

（２）学習プログラムの受講等の在留審査への反映について

ア 入国前・入国直後の学習プログラムの在留審査への反映

- ・入国前・入国直後の学習プログラムについては、入国前又は入国後の早い段階で受講することが望ましいことに留意して、その動機付けとなるようなタイミングにおける手続の考慮事項とすべきである。

<検討課題・留意事項>

- ・いずれの手続（在留資格認定証明書交付申請、在留期間更新許可申請等）において、具体的に何を考慮事項とし、どのように審査に反映させるかについて検討する必要がある¹⁶。

イ 中期以降の学習プログラムの在留審査への反映

- ・永住許可申請の際には、学習プログラムの受講を許可要件とする方向で検討すべきである。

- ・永住許可申請を行うことなく10年を超える長期間滞在する外国人がいることを踏まえて、永住許可申請だけでなく、一定の長期滞在を目的とする在留申請の際にも、学習プログラムの受講を許可要件とする方向で検討するべきである。

¹⁶ 本PTでのヒアリングにおいて、次のような意見が示された。

- ・就職や在留期間更新、在留資格変更においてインセンティブを与えるなど、社会的価値を付与すると良いと考えられる。

- ・永住許可及び帰化の審査においては、学習プログラムの受講だけでなく、理解度も確認する必要があると考えられる。

<検討課題・留意事項>

- ・永住許可申請（基本的に10年以上の滞在が要件）や長期滞在のための在留申請の前のタイミングでも、在留審査の中で学習プログラムの受講を確認する必要があるのではないか。

- ・日本語の熟達度については、今後検討する認定日本語教育機関等の教育課程を活用した学習プログラム等の修了に加え、一定の試験に合格していることをもって確認することを検討する必要があるのではないか。

ウ 受講管理

- ・学習プログラムの受講状況を考慮すべき在留審査において、的確に受講状況を確認することができるよう、受講状況を管理するためのシステムの構築が必要と考えられる。

<検討課題・留意事項>

- ・学習プログラムの受講が在留審査の考慮事項となることにより、なりすまし等の不正が行われる可能性があることから、不正防止対策を講じる必要があるのではないか¹⁷。

（3）地方公共団体との連携について

- ・学習プログラムをICTだけでなく対面でも受講する有効性に鑑みて、同プログラムのコンテンツを活用した対面講習を促進するため、地方公共団体との連携を図っていく必要がある。

- ・地方公共団体が対面講習を行う場合においては、学習プログラムのコンテンツに加え、外国人が地域の事情・特性に即した内容（地域特有のルールや文化、方言等）を学習する機会を得られることが望ましいと考えられる。

<検討課題・留意事項>

- ・地方公共団体が対面講習で学習プログラムのコンテンツを活用する場合に利用できるよう、国が対面講習用の教本等を作成すべきではないか。

- ・国がICT学習を共通基盤として整備しつつ、地方公共団体が行う日本語教育や地域特性に応じた生活・文化に係る対面式やオンラインを活用した講習について、学習プログラム内の取組に位置付け、国として推奨するような役割分担を検討してはどうか。

¹⁷ 本PTでのヒアリングにおいて、次のような意見が示された。

- ・ オンデマンド型のプログラムは、本当に本人が受講したのかを確認することが課題。特に永住審査等に活用するのであれば、しっかりとした確認が必要である。

- ・日本人との交流や地域行事への参加等の機会を創出することも重要と考えられるため、地方公共団体が行う対面式等の講習では、こうした交流イベントと併せて開催することを推奨することも考えられるのではないかと¹⁸。

- ・対面講習等の地方公共団体の取組を、国が支援する仕組み¹⁹について、検討してはどうか。

(4) 民間団体の活用について

<検討課題・留意事項>

- ・地方公共団体の体制整備が難しい外国人散在地域において対面での学習機会を確保する観点から、国が民間団体に委託して、国が提供する学習コンテンツ（日本語学習・生活学習）に、地域の特性等に応じた内容を加えて、対面で講習を開催することについても検討してはどうか。

(5) 受入れ機関の役割について

<検討課題・留意事項>

- ・国が日本語学習・生活学習のためのコンテンツ等を提供することを前提に、就労目的の外国人を受け入れる機関に対しては、外国人及びその家族に対する日本語学習及び生活学習の支援を一層強力に求めていく必要があるのではないかと²⁰。

(6) 試行期間等について

- ・学習プログラムの重要性や影響等に鑑み、実施にあたっては十分な試行期間を設けることが必要であり、試行結果について有識者によるフィードバックを受けながら、本格運用に移行していくことが望ましいと考えられる。

- ・学習プログラムの本格実施以降も、フィードバックを重ね、学習内容や実施方法等について見直していくことが望ましいと考えられる。

(7) 関連する学習支援施策の有効活用等

¹⁸ 本PTでのヒアリングにおいて、次のような意見が示された。

- ・ マジョリティの理解が重要であり、政府の取組が、外国人のみならず、日本を助けるものなのだと理解してもらうことが大事。その意味では、地域の日本人との交流も盛り込み、外国人と地域住民双方のメリットとなる形が理想的である。

¹⁹ 本PTでのヒアリングにおいて、次のような意見が示された。

- ・ 地方公共団体にパフォーマンス連動型の助成金を整備するのも一案と思われる。

²⁰ 本PTでのヒアリングにおいて、次のような意見が示された。

- ・ 受入れ機関が、研修生や就労者に日本語教育機会や生活オリエンテーションを受ける機会を保障したり、各地方公共団体の多文化共生窓口につなげる努力をする必要がある。また、プログラムの受講ができるよう勤務時間の調整を行い、従業員の日本語学習や働く環境の整備を担うことが必要である。

<検討課題・留意事項>

- ・学習プログラムの導入に当たっては、既存の学習支援の取組（地方公共団体等が実施している日本語・生活学習支援の取組等）や仕組み（特定技能制度における受入れ機関の生活学習支援等）を有効活用する方向で検討していくべきではないか。
- ・入国前の日本語学習は、特に重要であることから、本学習プログラムの整備と並行して、日本語教育の専門家の海外派遣や現地日本語教師の日本語力と日本語教授能力向上のための訪日研修といった、海外における日本語教育の充実のため、独立行政法人国際交流基金等の各実施事業団体の体制強化にも取り組むべきではないか。また、このような現地日本語教育の強化は、送出機関等における日本語学習の質の向上にもつながると考えられるのではないか。
- ・入国後の日本語学習の充実を図る観点から、本学習プログラムの整備と並行して、地域の状況に応じ生活等に必要な日本語能力を身に付けられる仕組みづくりを推進するため、地域日本語教育や外国人の子供を受け入れる学校等の日本語指導の環境を更に強化するための体制整備にも取り組むべきではないか。
- ・双方向型（インタラクティブ）のコミュニケーションによる学習を充実させる観点から、本学習プログラムの整備と並行して、入国前及び在留外国人を対象とした対話型オリエンテーションの実施を一層推進していくべきではないか。

（８）更なる検討が必要な事項

- ・学習プログラムの効果的な周知方法について、在外公館等における入国前の周知や、出入国在留管理庁における入国時の周知、地方公共団体における周知を検討すべきである。
- ・学習プログラムの対象とすべき外国人の年齢、障がいのために受講が困難な外国人に対する配慮の在り方、学習プログラム導入時に在留中の者に対する適用²¹等、学習プログラムの詳細に関しては、他にも検討すべき課題があると考えられるところ、今後、関係省庁と協議し、また、有識者等からの意見も聴取しながら、十分な検討を行った上で制度設計を行っていく必要がある。

4 おわりに

外国人が日本語や制度・ルール等を学習するための学習プログラムの創設は、外国人との秩序ある共生社会を実現するための重要な社会基盤（インフラ）となり得るものであり、諸外国の事例も参考としながら丁寧に制度設計を行う必要がある一方、学習プロ

²¹ 本PTでのヒアリングにおいて、次のような意見が示された。

- ・ 新たに入国した外国人だけでなく、既に一定期間日本に在住している外国人についても、日本語能力や生活状況に応じて、受講可能なプログラムとすることが望ましい。

グラムの創設は現下の喫緊の課題であることから、できるだけ早期に運用を開始することもまた重要である。そこで、まず実施可能なところから運用を開始し、利用者や関係者からのフィードバックも踏まえながら内容の充実や仕組みの改善（将来の費用負担の在り方を含む。）を図るというアプローチが肝要であると考えられる。

その上で、当面は、ＩＣＴの活用による教材の開発により学習のための基盤を整備しつつ、国内外で対面学習の機会を増やすための取組や、特に入国前の学習を充実させるための海外における学習環境・体制の整備については、今後も長期的・発展的な課題として向き合っていく必要があると考えられる。

さらに、外国人の受入れ人数が今後一層増加すると見込まれることからすれば、３（５）で述べた受入れ機関の役割については、外国人の受入れによる裨益の観点を踏まえ、より踏み込んだ検討をすべきである。

いずれにせよ、本学習プログラムが、外国人の社会適応を円滑化し、国民の安全・安心を確保しながら、外国人が活躍できる環境の整備に貢献できるものとなるよう制度設計を進めていく必要があるところ、本報告が、今後の政府内における検討を加速し、国の責任による体系的な学習プログラムの早期実現につながるものとなることを期待する。